

広島県告示第九百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年九月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道本郷久井線	三原市高坂町許山五九七番地先から 三原市高坂町真良二八四六番一地先まで 三原市高坂町真良二八〇〇番地先から 三原市高坂町許山八五番一三地先まで	平成十九年九月二三日